



改 正 後	改 正 前
<p>1 様式</p>  <p>(1) 格付の表示を<u>1</u>かん又は<u>1</u>個ごとに付する場合の外円の直径は、20mm(200g入り以下の容器にあっては、15mm)以上とする。</p> <p>(2) 内円の外径は、外円の直径の<u>3/4</u>とする。</p> <p>(3) 内円の縁の幅は、内円の外径の<u>1/20</u>とする。</p> <p>(4) <u>JAS</u>の文字の高さは、内円の外径の<u>3/10</u>とする。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) <u>認定機関名</u>は、略称を記載することができる。</p> <p>2 表示の方法 (略)</p>	<p>1 様式</p>  <p>(1) 格付の表示を<u>1</u>かん又は<u>1</u>個ごとに付する場合の外円の直径は、20mm(200g入り以下の容器にあっては、15mm)以上とする。</p> <p>(2) 内円の外径は、外円の直径の<u>3/4</u>とする。</p> <p>(3) 内円の縁の幅は、内円の外径の<u>1/20</u>とする。</p> <p>(4) <u>JAS</u>の文字の高さは、内円の外径の<u>3/10</u>とする。</p> <p>(5) 等級欄には、「精製サフラワー油」、「サフラワーサラダ油」、「精製ぶどう油」、「ぶどうサラダ油」、「精製大豆油」、「大豆サラダ油」、「精製ひまわり油」、「ひまわりサラダ油」、「食用小麦はい芽油」、「精製ニガー油」、「精製とうもろこし油」、「とうもろこしサラダ油」、「綿実油」、「精製綿実油」、「綿実サラダ油」、「食用綿実ステアリン」、「ごま油」、「精製ごま油」、「ごまサラダ油」、「なたね油」、「精製なたね油」、「なたねサラダ油」、「こめ油」、「精製こめ油」、「こめサラダ油」、「精製カボック油」、「落花生油」、「精製落花生油」、「落花生サラダ油」、「オリーブ油」、「精製オリーブ油」、「精製パーム油」、「食用パームオレイン」、「食用パームステアリン」、「精製パーム核油」、「精製やし油」、「調合油」、「精製調合油」、「調合サラダ油」又は「香味食用油」と記載すること。</p> <p>(6) <u>認定機関名</u>は、略称を記載することができる。</p> <p>2 表示の方法 1かん若しくは1個ごとに見やすい箇所に、又は送り状に付すること。</p>

飲食料品及び油脂の格付の表示の様式及び表示の方法の一部を改正する件 新旧対照表

○飲食料品及び油脂の格付の表示の様式及び表示の方法（昭和54年8月18日農林水産省告示第1182号）

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（適用の範囲） 第1条 （略）</p> <p>（表示の様式） 第2条 表示の様式は、別表1に掲げる飲食料品及び油脂に<u>あつて</u>は別記様式1、別表2に掲げる飲食料品及び油脂に<u>あつて</u>は別記様式2、別表3に掲げる飲食料品及び油脂に<u>あつて</u>は別記様式3、別表4に掲げる飲食料品及び油脂に<u>あつて</u>は別記様式4、別表5に掲げる飲食料品及び油脂に<u>あつて</u>は別記様式5、別表6に掲げる飲食料品及び油脂に<u>あつて</u>は別記様式6のとおりとする。</p> <p>（表示の方法） 第3条 （略）</p>	<p>（適用の範囲） 第1条 この格付の表示の様式及び表示の方法は、別表1、別表2、別表3、別表4、別表5及び別表6に掲げる飲食料品及び油脂の格付の表示に適用する。</p> <p>（表示の様式） 第2条 表示の様式は、別表1に掲げる飲食料品及び油脂に<u>あつて</u>は別記様式1、別表2に掲げる飲食料品及び油脂に<u>あつて</u>は別記様式2、別表3に掲げる飲食料品及び油脂に<u>あつて</u>は別記様式3、別表4に掲げる飲食料品及び油脂に<u>あつて</u>は別記様式4、別表5に掲げる飲食料品及び油脂に<u>あつて</u>は別記様式5、別表6に掲げる飲食料品及び油脂に<u>あつて</u>は別記様式6のとおりとする。</p> <p>（表示の方法） 第3条 表示の方法は、容器若しくは包装の1個ごとに見やすい箇所に、又は送り状に付することとする。</p>
<p>別表1（第1条、第2条関係） 1～3 （略）</p> <p>4 トマト加工品（<u>トマトケチャップ</u>を除く。） 5・6 （略）</p> <p>7 <u>ドレッシング</u> 8～27 （略）</p>	<p>別表1（第1条、第2条関係）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ベーコン類（ベーコンを除く。）、骨付きハム、ラックスハム及びソーセージ（ポロニアソーセージ、フランクフルトソーセージ、ウインナーソーセージ、リオナソーセージ、セミドライソーセージ及びドライソーセージを除く。） 2 マカロニ類 3 炭酸飲料 4 トマト加工品（<u>トマトケチャップ</u>を除く。） 5 風味調味料 6 乾燥スープ 7 <u>ドレッシング</u> 8 異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖 9 即席めん 10 植物性たん白 11 削りぶし 12 醸造酢 13 食用精製加工油脂 14 豆乳類 15 畜産物缶詰及び畜産物瓶詰（コンビーフ缶詰及びコンビーフ瓶詰を除く。） 16 マーガリン類 17 干しめん

別表2（第1条、第2条関係）

1・2 （略）

3 しょうゆ

4 ジャム類

5 （略）

6 トマトケチャップ

7 ハンバーガーパティ及びチルドハンバーグステーキ

8～12 （略）

別表3（第1条、第2条関係）

1～4 （略）

別表4（第1条、第2条関係）

18 農産物漬物

19 全糖ぶどう糖

20 ショートニング

21 精製ラード

22 にんじんジュース及びにんじんミックスジュース

23 水産物缶詰及び水産物瓶詰

24 果実飲料

25 農産物缶詰及び農産物瓶詰（たけのこ缶詰及びたけのこ瓶詰（全形及び2つ割りに限る。）、たけのこ大型缶詰（全形（傷を除く。）及び2つ割りに限る。）、もも缶詰及びもも瓶詰（2つ割りに限る。）、なし缶詰及びなし瓶詰（2つ割りに限る。）並びにフルーツみつ豆缶詰及びフルーツみつ豆瓶詰を除く。）

26 パン粉

27 そしゃく配慮食品

別表2（第1条、第2条関係）

1 たけのこ缶詰及びたけのこ瓶詰（全形及び2つ割りに限る。）、たけのこ大型缶詰（全形（傷を除く。）及び2つ割りに限る。）、もも缶詰及びもも瓶詰（2つ割りに限る。）、なし缶詰及びなし瓶詰（2つ割りに限る。）並びにフルーツみつ豆缶詰及びフルーツみつ豆瓶詰

2 ベーコン、ハム類（骨付きハム及びラックスハムを除く。）、プレスハム、ポロニアソーセージ、フランクフルトソーセージ、ウインナーソーセージ、リオナソーセージ、セミドライソーセージ及びドライソーセージ

3 しょうゆ

4 ジャム類

5 ウスターソース類

6 トマトケチャップ

7 ハンバーガーパティ及びチルドハンバーグステーキ

8 チルドミートボール

9 ぶどう糖（全糖ぶどう糖を除く。）

10 煮干魚類

11 干しそば

12 コンビーフ缶詰及びコンビーフ瓶詰

別表3（第1条、第2条関係）

1 熟成ハム類、熟成ソーセージ類及び熟成ベーコン類

2 地鶏肉

3 手延べ干しめん

4 りんごストレートピュアジュース

別表4（第1条、第2条関係）

1 有機農産物

1～3 (略)

別表5 (第1条、第2条関係)

1～4 (略)

別表6 (略)

別記様式1 (第2条関係)



(1) 格付の表示を1個ごとに付する場合の円の外径は、次のとおりとする。

区 分	格付の表示を1個ごとに付する場合の円の外径
マカロニ類、異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖、即席めん（めん重量が <u>50g</u> 入り以下の容器又は包装に格付の表示を付する場合及び生タイプ即席めんにあつてはめん重量が <u>135g</u> 入り未満の容器又は包装に格付の表示を付する場合を除く。）、植物性たん白、食用精製加工油脂、全糖ぶどう糖並びにパン粉	20mm以上
ベーコン類（ベーコンを除く。）、骨付きハム及びラックスハム、ソーセージ（ポロニアソーセージ、フランクフルトソーセージ、ウインナーソーセージ、リオナソーセージ、セミドライソーセージ及びドライソーセージを除く。）、醸造酢（ <u>500ml</u> 入り以上の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）、豆乳類（ <u>500ml</u> 入り以上の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）、マーガリン類（ <u>115g</u> 入り以下の容器又は包装に格付の表示を付する場合を除く。）、干しめん、農産物漬物（ <u>300g</u> 入り以上の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）、ショートニング、精製ラー	15mm以上

- 2 有機加工食品
- 3 有機畜産物

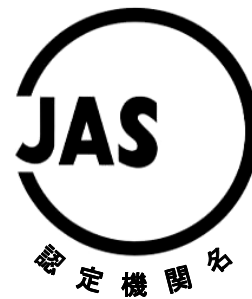
別表5 (第1条、第2条関係)

- 1 生産情報公表牛肉
- 2 生産情報公表豚肉
- 3 生産情報公表農産物
- 4 生産情報公表養殖魚

別表6 (第1条、第2条関係)

定温管理流通加工食品

別記様式1 (第2条関係)



(1) 格付の表示を1個ごとに付する場合の円の外径は、次のとおりとする。

区 分	格付の表示を1個ごとに付する場合の円の外径
マカロニ類、異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖、即席めん（めん重量が <u>50g</u> 入り以下の容器又は包装に格付の表示を付する場合及び生タイプ即席めんにあつてはめん重量が <u>135g</u> 入り未満の容器又は包装に格付の表示を付する場合を除く。）、植物性たん白、食用精製加工油脂、全糖ぶどう糖並びにパン粉	20mm以上
ベーコン類（ベーコンを除く。）、骨付きハム及びラックスハム、ソーセージ（ポロニアソーセージ、フランクフルトソーセージ、ウインナーソーセージ、リオナソーセージ、セミドライソーセージ及びドライソーセージを除く。）、醸造酢（ <u>500ml</u> 入り以上の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）、豆乳類（ <u>500ml</u> 入り以上の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）、マーガリン類（ <u>115g</u> 入り以下の容器又は包装に格付の表示を付する場合を除く。）、干しめん、農産物漬物（ <u>300g</u> 入り以上の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）、ショート	15mm以上

ド並びに果実飲料（ <u>1,800ml</u> 入り以上の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）	
炭酸飲料（びんのふたに格付の表示を付する場合を除く。）、トマト加工品（ <u>トマトケチャップ</u> を除く。）、風味調味料、乾燥スープ、 <u>ドレッシング</u> 、即席めん（めん重量が <u>50 g</u> 入り以下の容器又は包装に格付の表示を付する場合及び生タイプ即席めんにあつてはめん重量が <u>135 g</u> 入り未満の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）、削りぶし、醸造酢（ <u>500ml</u> 入り未満の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）、豆乳類（ <u>500ml</u> 入り未満の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）、畜産物缶詰及び畜産物瓶詰（コンビーフ缶詰及びコンビーフ瓶詰を除く。）、マーガリン類（ <u>115 g</u> 入り以下の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）、にんじんジュース及びにんじんミックスジュース、水産物缶詰及び水産物瓶詰、果実飲料（ <u>1,800ml</u> 未満の容器又は包装に格付の表示を付する場合（瓶のふたに格付の表示を付する場合を除く。）に限る。）、農産物缶詰及び農産物瓶詰（たけのこ缶詰及びたけのこ瓶詰（全形及び2つ割りに限る。）、たけのこ大型缶詰（全形（傷を除く。）及び2つ割りに限る。）、もも缶詰及びもも瓶詰（2つ割りに限る。）、なし缶詰及びなし瓶詰（2つ割りに限る。）並びにフルーツみつ豆缶詰及びフルーツみつ豆瓶詰を除く。）並びにそしゃく配慮食品（表示可能面積がおおむね <u>150cm²</u> 以下の容器又は包装に格付の表示を付する場合を除く。）	10mm以上
農産物漬物（ <u>300 g</u> 入り未満の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）	(略)
炭酸飲料（瓶のふたに格付の表示を付する場合に限る。）、果実飲料（瓶のふたに格付の表示を付する場合に限る。）並びにそしゃく配慮食品（表示可能面積がおおむね <u>150cm²</u> 以下の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）	(略)

ニング、精製ラード並びに果実飲料（ <u>1,800ml</u> 入り以上の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）	
炭酸飲料（びんのふたに格付の表示を付する場合を除く。）、トマト加工品（ <u>トマトケチャップ</u> を除く。）、風味調味料、乾燥スープ、 <u>ドレッシング</u> 、即席めん（めん重量が <u>50 g</u> 入り以下の容器又は包装に格付の表示を付する場合及び生タイプ即席めんにあつてはめん重量が <u>135 g</u> 入り未満の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）、削りぶし、醸造酢（ <u>500ml</u> 入り未満の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）、豆乳類（ <u>500ml</u> 入り未満の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）、畜産物缶詰及び畜産物瓶詰（コンビーフ缶詰及びコンビーフ瓶詰を除く。）、マーガリン類（ <u>115 g</u> 入り以下の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）、にんじんジュース及びにんじんミックスジュース、水産物缶詰及び水産物瓶詰、果実飲料（ <u>1,800ml</u> 未満の容器又は包装に格付の表示を付する場合（瓶のふたに格付の表示を付する場合を除く。）に限る。）、農産物缶詰及び農産物瓶詰（たけのこ缶詰及びたけのこ瓶詰（全形及び2つ割りに限る。）、たけのこ大型缶詰（全形（傷を除く。）及び2つ割りに限る。）、もも缶詰及びもも瓶詰（2つ割りに限る。）、なし缶詰及びなし瓶詰（2つ割りに限る。）並びにフルーツみつ豆缶詰及びフルーツみつ豆瓶詰を除く。）並びにそしゃく配慮食品（表示可能面積がおおむね <u>150平方cm</u> 以下の容器又は包装に格付の表示を付する場合を除く。）	10mm以上
農産物漬物（ <u>300 g</u> 入り未満の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）	7mm以上
炭酸飲料（瓶のふたに格付の表示を付する場合に限る。）、果実飲料（瓶のふたに格付の表示を付する場合に限る。）並びにそしゃく配慮食品（表示可能面積がおおむね <u>150平方cm</u> 以下の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）	5mm以上

- (2)(2) 円の縁の幅は、円の外径の $\frac{1}{20}$ とする。
- (3) JASの文字の高さは、円の外径の $\frac{3}{10}$ とする。
- (4) 認証機関名は、円に近接した箇所に記載すること。なお、認証機関名は、略称を記載することができる。
- (5) 炭酸飲料（瓶のふたに格付の表示をする場合に限る。）若しくは果実飲料（瓶のふたに格付の表示をする場合に限る。）又は表示可能面積がおおむね150cm²以下の飲食品及び油脂にあつては、認証機関名は、省略することができる。

- (2) 円の縁の幅は、円の外径の $\frac{1}{20}$ とする。
- (3) JASの文字の高さは、円の外径の $\frac{3}{10}$ とする。
- (4) 認定機関名は、円に近接した箇所に記載すること。なお、認定機関名は、略称を記載することができる。
- (5) 炭酸飲料（瓶のふたに格付の表示をする場合に限る。）若しくは果実飲料（瓶のふたに格付の表示をする場合に限る。）又は表示可能面積がおおむね150 cm²以下の飲食品及び油脂にあつては、認定機関名は、省略することができる。



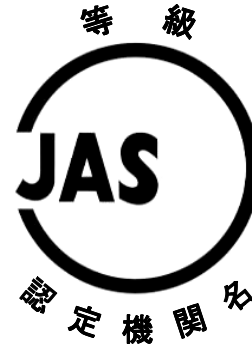
(1) 格付の表示を1個ごとに付する場合の円の外径は、次のとおりとする。

区 分	格付の表示を1個ごとに付する場合の円の外径
(略)	20mm以上
ベーコン、ハム類（骨付きハム及びラックスハムを除く。）、プレスハム、ポロニアソーセージ、フランクフルトソーセージ、ウインナーソーセージ、リオナソーセージ、セミドライソーセージ及びドライソーセージ、 <u>しょうゆ</u> （1,800ml入り以上の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）、ハンバーガーパティ、チルドハンバーグステーキ並びに干しそば	15mm以上
たけのこ缶詰及びたけのこ瓶詰（全形及び2つ割りに限る。）、たけのこ大型缶詰（全形（傷を除く。）及び2つ割りに限る。）、もも缶詰及びもも瓶詰（2つ割りに限る。）、なし缶詰及びなし瓶詰（2つ割りに限る。）並びにフルーツみつ豆缶詰及びフルーツみつ豆瓶詰、 <u>しょうゆ</u> （201ml入り以上1,800ml入り未満の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）、 <u>ジャム類</u> 、ウスターソース類、 <u>トマトケチャップ</u> 、チルドミートボール、煮干魚類並びにコンビーフ缶詰及びコンビーフ瓶詰	10mm以上
<u>しょうゆ</u> （200ml入り以下の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）	(略)

(2) 円の縁の幅は、円の外径の $\frac{1}{20}$ とする。

(3) J A S の文字の高さは、円の外径の $\frac{3}{10}$ とする。

(4) (略)



(1) 格付の表示を1個ごとに付する場合の円の外径は、次のとおりとする。

区 分	格付の表示を1個ごとに付する場合の円の外径
ぶどう糖（全糖ぶどう糖を除く。）	20mm以上
ベーコン、ハム類（骨付きハム及びラックスハムを除く。）、プレスハム、ポロニアソーセージ、フランクフルトソーセージ、ウインナーソーセージ、リオナソーセージ、セミドライソーセージ及びドライソーセージ、 <u>しょうゆ</u> （1,800ml入り以上の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）、ハンバーガーパティ、チルドハンバーグステーキ並びに干しそば	15mm以上
たけのこ缶詰及びたけのこ瓶詰（全形及び2つ割りに限る。）、たけのこ大型缶詰（全形（傷を除く。）及び2つ割りに限る。）、もも缶詰及びもも瓶詰（2つ割りに限る。）、なし缶詰及びなし瓶詰（2つ割りに限る。）並びにフルーツみつ豆缶詰及びフルーツみつ豆瓶詰、 <u>しょうゆ</u> （201ml入り以上1,800ml入り未満の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）、 <u>ジャム類</u> 、ウスターソース類、 <u>トマトケチャップ</u> 、チルドミートボール、煮干魚類並びにコンビーフ缶詰及びコンビーフ瓶詰	10mm以上
<u>しょうゆ</u> （200ml入り以下の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）	7mm以上

(2) 円の縁の幅は、円の外径の $\frac{1}{20}$ とする。

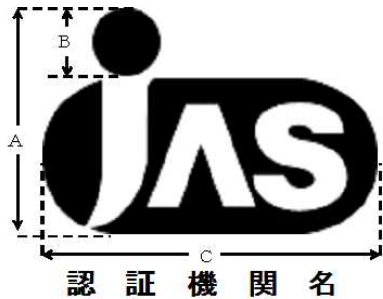
(3) J A S の文字の高さは、円の外径の $\frac{3}{10}$ とする。

(4) 等級の文字の高さは、円の外径の $\frac{1}{5}$ とする。

- (5) たけのこ缶詰及びたけのこ瓶詰（全形及び2つ割りに限る。）、たけのこ大型缶詰（全形（傷を除く。）及び2つ割りに限る。）、もも缶詰及びもも瓶詰（2つ割りに限る。）、なし缶詰及びなし瓶詰（2つ割りに限る。）並びにフルーツみつ豆缶詰及びフルーツみつ豆瓶詰並びにコンビーフ缶詰及びコンビーフ瓶詰の等級並びにジャム類及びウスターソース類の等級が標準の場合には、等級の表示を省略することができる。
- (6) 等級及び認証機関名は、円に近接した箇所に記載すること。なお、認証機関名は、略称を記載することができる。
- (7) 表示可能面積がおおむね150cm²以下の飲食料品及び油脂にあつては、認証機関名は、省略することができる。

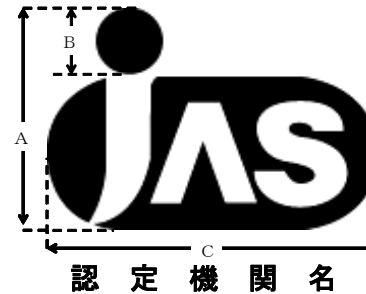
- (5) たけのこ缶詰及びたけのこ瓶詰（全形及び2つ割りに限る。）、たけのこ大型缶詰（全形（傷を除く。）及び2つ割りに限る。）、もも缶詰及びもも瓶詰（2つ割りに限る。）、なし缶詰及びなし瓶詰（2つ割りに限る。）並びにフルーツみつ豆缶詰及びフルーツみつ豆瓶詰並びにコンビーフ缶詰及びコンビーフ瓶詰の等級並びにジャム類及びウスターソース類の等級が標準の場合には、等級の表示を省略することができる。
- (6) 等級及び認定機関名は、円に近接した箇所に記載すること。なお、認定機関名は、略称を記載することができる。
- (7) 表示可能面積がおおむね150cm²以下の飲食料品及び油脂にあつては、認定機関名は、省略することができる。

別記様式3（第2条関係）



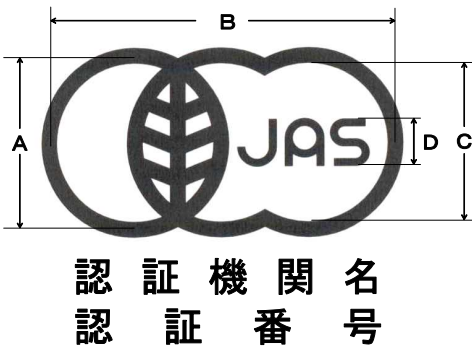
- (1) Aは、15mm以上とする。
- (2) Bは、Aの4/13とし、Cは、Aの19/13とする。
- (3) 認証機関名は、略称を記載することができる。

別記様式3（第2条関係）



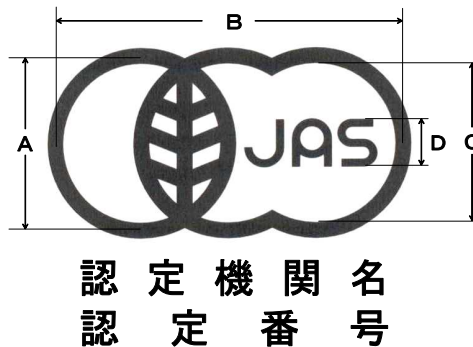
- (1) Aは、15mm以上とする。
- (2) Bは、Aの4/13とし、Cは、Aの19/13とする。
- (3) 認定機関名は、略称を記載することができる。

別記様式4（第2条関係）



- (1) (略)

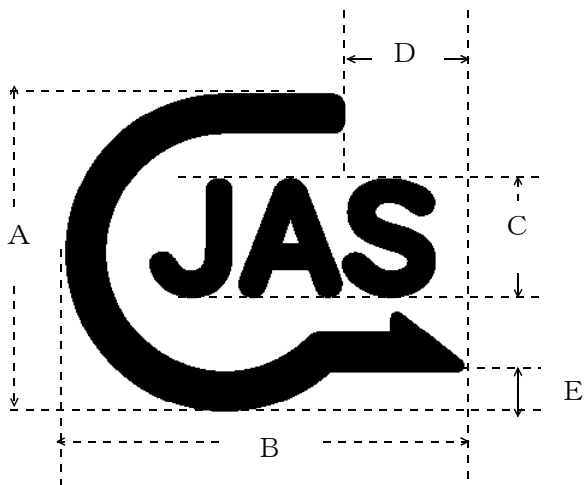
別記様式4（第2条関係）



- (1) Aは、5mm以上とする。

- ・ Bは、Aの2倍とし、Dは、Cの $3/10$ とする。
- (3) 認証機関名の文字の高さは、Dと同じとする。
- (4) 認証機関名は、略称を記載することができる。
- (5) 認証番号は、関係法令の規定により飲食料品又は油脂の包装、容器若しくは送り状に表示される事項により、有機農産物又は有機畜産物の生産行程管理者、小分け業者、外国生産行程管理者若しくは外国小分け業者又は輸入業者を特定することができる場合には、記載しないことができる。

別記様式5（第2条関係）



認証機関名

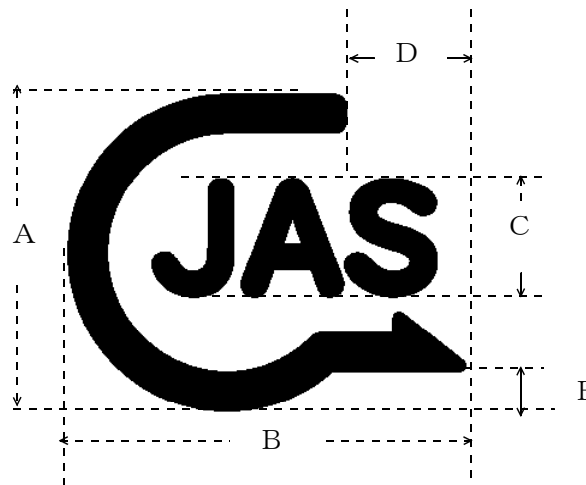
- (1)・(2) (略)
- (3) 認証機関名は、略称を記載することができる。

別記様式6（第2条関係）

定温管理流通

- (2) Bは、Aの2倍とし、Dは、Cの $3/10$ とする。
- (3) 認定機関名の文字の高さは、Dと同じとする。
- (4) 認定機関名は、略称を記載することができる。
- (5) 認定番号は、関係法令の規定により飲食料品又は油脂の包装、容器若しくは送り状に表示される事項により、有機農産物又は有機畜産物の生産行程管理者、小分け業者、外国生産行程管理者若しくは外国小分け業者又は指定農林物資の輸入業者を特定することができる場合には、記載しないことができる。

別記様式5（第2条関係）

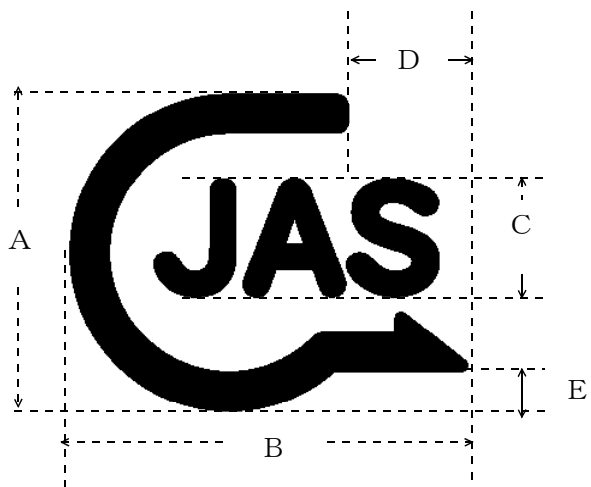


認定機関名

- (1) Aは、5mm以上とする。
- (2) Bは、Aの $5/4$ とし、C及びDは、Aの $3/8$ とし、Eは、Aの $1/8$ とする。
- (3) 認定機関名は、略称を記載することができる。

別記様式6（第2条関係）

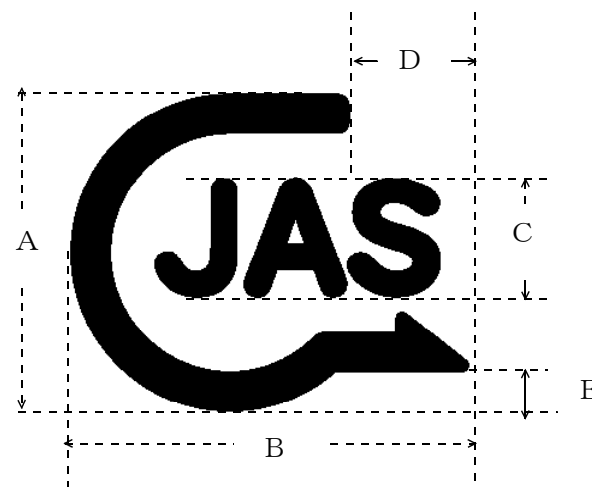
定温管理流通



認証機関名

(1)・(2) (略)

(3) 認証機関名は、略称を記載することができる。



認定機関名

(1) Aは、5 mm以上とする。

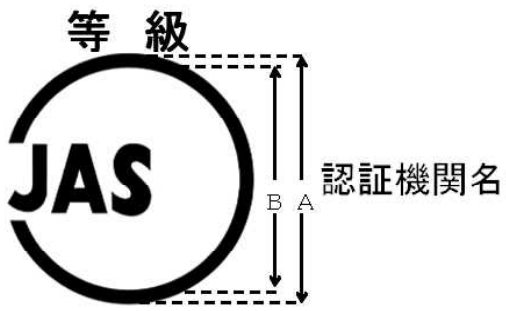
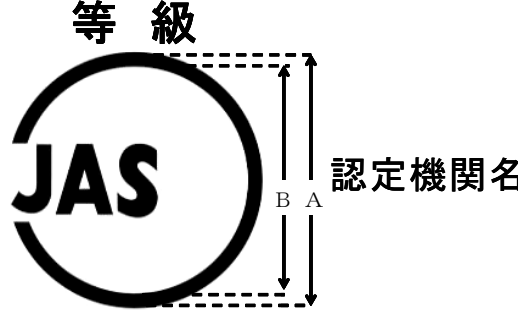
(2) Bは、Aの $5/4$ とし、C及びDは、Aの $3/8$ とし、Eは、Aの $1/8$ とする。



(3) 認定機関名は、略称を記載することができる。

量表の格付の表示の様式及び表示の方法の一部を改正する件 新旧対照表

○量表の格付の表示の様式及び表示の方法（平成13年2月23日農林水産省告示第231号）

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>1 表示の様式</p>  <p>(1)~(3) (略)</p> <p>(4) <u>認証機関名</u>については、略称を記載することができる。</p> <p>(5) 等級については、量表の日本農林規格（平成19年8月2日農林水産省告示第1017号。）に規定する表示の方法により記載する。</p> <p>2 表示の方法</p> <p>格付の都度、1枚ごとに、端止めから6cm以内であって、<u>量表の日本農林規格</u>に規定する一括表示事項の表示に近接した箇所に付するものとする。</p>	<p>1 表示の様式</p>  <p>(1) Aは15mm以上とし、BはAの9/10とする。</p> <p>(2) J A Sの文字の高さは、Aの3/10とする。</p> <p>(3) その他の文字の高さは、Aの1/6以上とする。</p> <p>(4) <u>認定機関名</u>については、略称を記載することができる。</p> <p>(5) 等級については、量表の日本農林規格（平成19年8月2日農林水産省告示第1017号。<u>以下「農林規格」という。</u>）に規定する表示の方法により記載する。</p> <p>2 表示の方法</p> <p>格付の都度、1枚ごとに、端止めから6cm以内であって、<u>農林規格</u>に規定する一括表示事項の表示に近接した箇所に付するものとする。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>1 表示の様式</p>  <p>ア～ウ （略）</p> <p>エ <u>認証機関名</u>の文字の高さは、Cと同じとする。</p> <p>オ <u>認証機関名</u>は、略称を記載することができる。</p> <p>2 （略）</p>	<p>1 表示の様式</p>  <p>ア Aは、30mm 以上とする。</p> <p>イ Bは、Aの2倍とし、Cは、Aの3 / 10 とする。</p> <p>ウ 飼料の文字の高さは、Cと同じとする。</p> <p>エ <u>認定機関名</u>の文字の高さは、Cと同じとする。</p> <p>オ <u>認定機関名</u>は、略称を記載することができる。</p> <p>2 表示の方法</p> <p>容器若しくは包装の一個ごとに見やすい箇所に、又は送り状に付することとする。</p>